



確定申告書は日野税務署へ

申告書はご自分で作成して提出はお早めに

☎日野税務署 (☎585-5661)

確定申告書の提出および納税の期限

平成26年分の確定申告書の提出および納税の期限は下記の通りです。

振替納税を利用される場合を除き、ご自分で納付書に金額などをご記入の上、必ず納期限までに金融機関で納付してください。

- ▶ 所得税および贈与税… 3/16(月)まで
- ▶ 個人事業者の消費税… 3/31(火)まで

納税は振替納税で

所得税、個人事業者の消費税の納税には、振替納税が便利です。

新規に振替納税をされる場合や納税地を所轄する税務署が変わった場合は、税務署や金融機関に備え付けてある「口座振替依頼書」に必要事項を記載し、金融機関届出印を押して、所得税は3/16(月)まで、個人事業者の消費税は3/31(火)までに税務署または金融機関に提出してください。

振替納税の手続きをされた場合の振替日は、下記の通りです。

- ▶ 所得税… 4/20(月)
- ▶ 個人事業者の消費税… 4/23(木)

復興特別所得税の記入漏れにご注意を

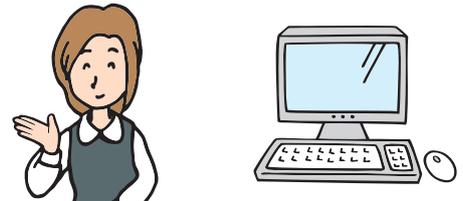
平成25年分から、復興特別所得税（所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告、納付することとされていますのでご注意ください。

国税庁ホームページのご活用を

申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、印刷して郵送で提出することもできます。



● パソコン操作に関するヘルプデスク

「確定申告書等作成コーナー」のパソコン操作方法については、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901または☎03-5638-5171) がご利用いただけます（税務相談はできません）。

3/16までの電話受付時間は、月曜～金曜日（祝日を除く）および2/22、3/1・8・15の日曜日9:00～20:00です（税務署の執務時間とは異なりますのでご注意ください）。

還付金の振込先の記入は確実に

還付される税金がある場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号（ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ）を正確に記入してください。

なお、振込先の預貯金口座は、ご本人（申告者）名義のものに限ります。